

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）24条9項の準用する同条3項の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和3年9月14日付けで行った、法24条9項の準用する同条3項の規定に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法・不当を主張している。

請求人は、頰椎症性神経根症を患っており、主治医から「自宅安静」に加え、「療養上、周囲の環境が悪いことには改善が必要」との指示を受けた。すなわち、申請者が居室の上下階の騒音に悩まされたり、下階の居住者とのトラブルを抱えたりしている環境に置かれ続ければ、神経性の前記疾患は改善しないとのことであり、現に請求人の病状は改善の兆しを見せていない。

請求人は、上記の事実が局長通知第7・4・(1)・カ及び課長通知問（第7の30）の答12「病気療養上著しく環境条

件が悪いと認められる場合」に当たるとして、住宅扶助費の一つである住居費（敷金等）の支給を申請した。

また、請求人は、局長通知第7・2・(7)・ア・(サ)「被保護者が転居する場合……荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差し支えない」に基づき、生活扶助費の一つである移送費（荷造費・運搬費）の支給を申請した。

処分庁は、「申請書および診断書の病名では、環境の変化で治癒または軽減するとは断言できず、移送費および住宅費の支給要件に該当しないため」との理由で本件処分を行っているが、次の4点から本件処分は違法であり、取り消されるべきである。

- (1) 主治医が「療養上、周囲の環境が悪いことに対しては改善が必要」としているにもかかわらず、主治医の医療的見地からの診断を尊重せず、生活扶助及び住宅扶助の支給要件に当たらないと判断をしたことには事実誤認がある。
- (2) 住宅扶助費の支給要件は、「環境の変化で治癒または軽減すると…断言でき」ることではない。この解釈は、法上の住宅扶助費の支給要件の解釈を不当に狭めたものである。
- (3) 「環境の変化で治癒または軽減する」かどうか疑義があるのであれば、処分庁には、主治医やその他医師への問合せなどの追加調査を行い、要件該当事実が認められるかどうか調査を尽くすべき義務があったが同義務を果たした証跡はない。
- (4) 本件処分が14日を経過した後でなされた理由として「調査に日数を必要とした」ことが挙げられているが、処分庁は本件処分を行うまでの間、請求人に対し、何ら資料の追完を求めず、主治医への問合せ等を行っていないなど日数を要する調査を何も行っていない。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用し、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 4 年 9 月 1 3 日	諮問
令和 4 年 1 0 月 4 日	審議（第 7 1 回第 1 部会）
令和 4 年 1 1 月 1 4 日	審議（第 7 2 回第 1 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法 1 1 条 1 項は、保護の種類として、1 号で「生活扶助」、3 号で「住宅扶助」を挙げている。
- (2) 法 1 2 条は、生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して行われるとし、その範囲の事項を「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」及び「移送」と定める。
- (3) 法 1 4 条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して行われるとし、その範囲の事項を「住居」及び「補修その他住宅の維持のために必要なもの」と定める。そして、法 3 3 条 1 項は、住宅扶助は金銭給付によって行うことを原則とし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給

付によって行うことができるとしている。

- (4) 法 24 条 1 項は、保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書を作成することができない特別の事情があるときを除き、要保護者の氏名及び住所又は居所、保護を受けようとする理由、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとし、さらに、同条 3 項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないものとし、同条 4 項は、3 項の書面には決定の理由を付さなければならないものとしている。

また、同条 9 項は、同条 1 項から 7 項までの規定を 7 条に規定する者からの保護の変更の申請について準用するものとしている。

- (5) 局長通知第 7・2・(7)・アによれば、移送は「被保護者が転居する場合又は住居を失なった被保護者が家財道具を他に保管する場合及びその家財道具を引き取る場合で、真にやむを得ないとき。この場合、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差しつかえない」（同・(イ)）等のいずれかに該当する場合において他に経費を支出する方法がないときに乗車船券を交付する等なるべく現物給付の方法によって行うこととし、移送費の範囲は、同・(ウ) 又は(イ) において別に定めるもののほか、必要最小限度の交通費、宿泊料及び飲食物費の額とすることとされている。

また、局長通知第 7・4・(1)・カによれば、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、オに定める特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、オに定める特別基準額に 3 を乗じて得た額の範囲

内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。」とされている。

そして、課長通知第7・問30・答は、局長通知第7・4・(1)・カにいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」について、「次のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られるものである。」とし、「12 病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は高齢者若しくは身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められる場合」等18項目を挙げている。

- (6) なお、局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定に基づく、法の処理基準に当たるものである。

2 本件処分について

- (1) 本件申請において請求人が求めているのは、住居費（敷金等）及び移送費（荷造費・運搬費）の支給であるため、それぞれ次のとおり検討する。

ア 住居費（敷金等）について

担当職員が本件診断書の内容について転居すべきと判断できるか否か、嘱託医らに相談した結果、嘱託医1から「転居にて治癒へ向う疾病ではなく、…環境の変化で軽減するとは断言出来ません。」との回答があり、嘱託医2から「診断書の病名での転居の要因には当たりません。」との回答があったことからすれば、請求人の居住状況は病気療養上、転居を要するほどのものには至っておらず、病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合（課長通知第7・問30・答12）に該当していたものとは認められない。

また、他に課長通知第7・問30・答には、本件に該当する項目は見当たらない。

したがって、請求人は局長通知第7・4・(1)・カにいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」に該当する

とは認められない。

イ 移送費（荷造費・運搬費）について

嘱託医らの回答からは、請求人に転居する必要があったとは認められず、そのほか局長通知第7・2・(7)・ア・(サ)が定める場合に該当すると認められる資料も見当たらないから、請求人は局長通知第7・2・(7)・ア・(サ)にいう「被保護者が転居する場合…（略）…で、真にやむを得ないとき。」に該当するとは認められない。

ウ 小括

よって、請求人が行った本件申請はいずれも認められない。

- (2) 以上のことから、本件申請を却下することとした本件処分は、上記1の法令等の定めにもとって適正になされたものであって、これを違法・不当なものとすることはできない。

3 請求人の主張について

- (1) 請求人は、上記第3・(1)のとおり、主治医の医療的見地からの診断を尊重せずに行った処分庁の判断には事実誤認があると主張する。

しかし、本件処分に当たり、処分庁は主治医の医療的見地からの診断を踏まえた上で、本件診断書について、要保護世帯に対する医療扶助の決定、実施に伴う専門的判断及び必要な助言指導を行う立場にある嘱託医2名に相談を行っていることが認められる。

したがって、請求人の主張には理由がない。

- (2) また、請求人は、上記第3・(3)のとおり、主治医その他医師への追加調査を行うべき義務があったが、処分庁は同義務を果たしていないと主張する。

しかし、処分庁は、本件診断書の「令和3年5月26日当院受診 MRIにて上記判明し、自宅安静を要する療養上、周囲の環境が悪いことに対しては改善が必要と判断する」という記載からは、居住環境の劣悪さやその改善の

方策について具体的に読み取ることができなかつたのであるから、嘱託医に対する追加調査を実施したのであり、主治医に対する追加調査が必要であったとは認められない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

- (3) さらに、請求人は、上記第3・(4)のとおり、処分庁は、本件処分が14日を経過した後でなされた理由とされている、日数を要する調査を何も行っていないと主張する。

しかし、上記(1)のとおり、本件処分に当たり、処分庁が嘱託医2名に相談を行っていることからすれば、本件処分が本件申請から14日を経過した後になされたものであったとしても、必要やむを得ない期間内での決定が行われたものといえる。

したがって、請求人の主張には理由がない。

- (4) 以上によれば、請求人の主張は、いずれも理由がないというほかはない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹